

廃棄物処理対策の重要課題

日本環境衛生センター
理事長 南川秀樹

- ・先進国においては、衛生の確保、清潔の保持からの進化、環境汚染の防止、更に、資源の有効な活用を目指す循環型経済の実現、気候変動対策への貢献への期待がある。
- ・わが国では、1900年制定の「汚物掃除法」、1954年の「清掃法」、そして1970年「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」へと法制度が変遷。公衆衛生の向上及び生活環境の保全という廃棄物処理に伴う基本的な課題への対策を強化しつつ、時代の要請に応じて、循環型経済、気候変動対策への貢献などの新たな課題に対応してきた。これらの重要課題を統合的に解決していくための方策が必要となっている。
- ・国連、G7、G20などの国際的な動向を視野に入れての我が国の取り組みの強化が必要、気候変動への対応としての廃棄物発電や熱利用、循環型社会形成及び海洋汚染への対応としてプラスチックのリサイクルの促進などがある。
- ・EUの国際的な環境問題への取り組みの先進性は評価（気候変動対策推進のための地域としての取り組みの強化、リサイクルによる資源循環の実現など）、27か国という多数の国々の意見をまとめた対策の組成や他の地域を含めた国際舞台での対策強化に貢献。ただ、その内容については定義の相違などに留意する必要がある。例えば、一般廃棄物のリサイクル率は、日本では20%弱（2019年）だが、EUの算入式を用いれば約30%となる。これは、EUでは、リサイクル施設への投入量全体をカウントすることによる。
- ・こうした動きを投資の誘導という視点から整理することが、EU taxonomyの大きな狙い。現に、ASEANや中国においても、この動きを見ながら、それぞれの国と地域に適した taxonomy 策定への動きあり。

- EU taxonomy には 6 つの課題分野があり、それぞれの DNSH (Do no significant harm、他の環境目的を著しく阻害しない) の基準が加味されている、日本では独自の制定の動きは現時点では不明、EU のこの動向の世界への影響を踏まえての EU 関係者との意見交換が必要。
- EU での廃棄物処理の具体的方向付けの理解と我が国での処理方策の現状と 2050CN 政策を踏まえての方向性の吟味が求められる。当面重点的な検討が求められることは、WtE (Waste to Energy、廃棄物からのエネルギー回収)、廃棄物発電・熱供給を中心とする気候変動対策への取り組みの方向の明示である。
- 同時にこの作業を通して我が国の途上国における廃棄物処理システムの構築支援への戦略的システム提案における WtE の位置づけを明確化する